

2025年8月

各位

株式会社 も み じ 銀 行

貸金庫規定等の改訂について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年5月30日に金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等をうけ、下記のとおり貸金庫規定を改訂いたします。

なお、改訂後の規定は従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改訂する規定

- ・貸金庫規定
- ・貸金庫規定（カード式）

2. 改訂内容

（1）主な改訂内容

①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

（2）格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、次の2点が格納いただけない現金となります。次頁をご参照ください。

- ①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②前①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢 諭吉））

3. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり改訂いたします。

なお、「新旧対照表」では、変更する条項だけ記載しております。

全条項は当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」をご参照ください。

4. 適用開始日

2026年3月2日（月）

5. ご留意事項

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回、ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

以 上

【格納いただけない銀行券】

① 現在発行されている銀行券



② 前①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢 諭吉））



①・②出典：日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm）

新 旧 対 照 表

貸金庫規定

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
１．格納品の範囲 （１）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券・株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書・契約証書・権利書その他の重要書類 ③ 貴金属・宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （２）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（３）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	１．格納品の範囲 （１）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券・株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書・契約証書・権利書その他の重要書類 ③ 貴金属・宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （２）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（新規追加）</u>
<u>２．利用目的の確認</u> <u>（１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（２）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>（３）前項または前々項において、正当な理由なく対応されない場合は貸金庫</u>	<u>（新規追加）</u>

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
<u>の利用を制限する場合があります。</u> <u>（４）前項に定める利用の制限について、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の不正利用のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は貸金庫利用の制限を解除します。</u>	
<u>3. 契約期間等</u> （略）	<u>2. 契約期間等</u> （略）
<u>4. 使用料</u> （略）	<u>3. 使用料</u> （略）
<u>5. 鍵の保管</u> （略）	<u>4. 鍵の保管</u> （略）
<u>6. 貸金庫の開閉等</u> （略）	<u>5. 貸金庫の開閉等</u> （略）
<u>7. 届出事項の変更等</u> （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>借主から</u>書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。 （２）（略）	<u>6. 届出事項の変更等</u> （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。 （２）（略）
<u>8. 印章・鍵の喪失時等の取扱い</u> （略）	<u>7. 印章・鍵の喪失時等の取扱い</u> （略）
<u>9. 印鑑照合等</u> （略）	<u>8. 印鑑照合等</u> （略）

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
<u>10.</u> 損害の負担等 (略)	<u>9.</u> 損害の負担等 (略)
<u>11.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、<u>第１２条</u>第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第１２条</u>第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	<u>10.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、<u>第１１条</u>第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第１１条</u>第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
<u>12.</u> 解約等 (１) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第８条</u>に準じて取扱います。 (２) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第３条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき	<u>11.</u> 解約等 (１) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第７条</u>に準じて取扱います。 (２) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第２条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

新旧对照表

変更後（2026年3月2日）	変更前（2020年4月1日）
⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ 第2条第3項に定める貸金庫の利用制限に係る事象が一定期間解消されない場合 ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前項または前々項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)	(新規追加) (3) (略) (4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)
13. 貸金庫の修繕、移転等 (略)	12. 貸金庫の修繕、移転等 (略)
14. 緊急措置 (略)	13. 緊急措置 (略)

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
15. 譲渡、転貸等の禁止 (略)	14. 譲渡、転貸等の禁止 (略)
16. 成年後見人等の届出 (略)	15. 成年後見人等の届出 (略)
17. 規定の変更 (略)	16. 規定の変更 (略)

以 上

貸金庫規定（カード式）

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
1. 格納品の範囲 (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書・契約証書・権利書その他の重要書類 ③ 貴金属・宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	1. 格納品の範囲 (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書・契約証書・権利書その他の重要書類 ③ 貴金属・宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>(新規追加)</u>

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
<u>２．利用目的の確認</u> <u>（１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（２）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>（３）前項または前々項において、正当な理由なく対応されない場合は貸金庫の利用を制限する場合があります。</u> <u>（４）前項に定める利用の制限について、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の不正利用のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は貸金庫利用の制限を解除します。</u>	<u>（新規追加）</u>
<u>３．契約期間等</u> （略）	<u>２．契約期間等</u> （略）
<u>４．使用料</u> （略）	<u>３．使用料</u> （略）
<u>５．鍵の保管</u> （略）	<u>４．鍵の保管</u> （略）
<u>６．貸金庫の開閉等</u> （略）	<u>５．貸金庫の開閉等</u> （略）
<u>７．届出事項の変更等</u> （略）	<u>６．届出事項の変更等</u> （略）

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
<u>8.</u> 利用カード、鍵の喪失時等の取扱い (略)	<u>7.</u> 利用カード、鍵の喪失時等の取扱い (略)
<u>9.</u> 暗証照合、印鑑照合等 (略)	<u>8.</u> 暗証照合、印鑑照合等 (略)
<u>10.</u> 損害の負担等 (略)	<u>9.</u> 損害の負担等 (略)
<u>11.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、 <u>第１２条</u> 第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>第１２条</u> 第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	<u>10.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、 <u>第１１条</u> 第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>第１１条</u> 第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
<u>12.</u> 解約等 (１) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか <u>第８条</u> に準じて取扱います。 (２) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 <u>第３条</u> により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき	<u>11.</u> 解約等 (１) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか <u>第７条</u> に準じて取扱います。 (２) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 <u>第２条</u> により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他の相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>第２条第３項に定める貸金庫の利用制限に係る事象が一定期間解消されない場合</u> ⑩ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (３) (略) (４) <u>前項または前々項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第４条</u>第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>に第４条</u>第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他の相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>(新規追加)</u> (３) (略) (４) <u>前三項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌日から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第３条</u>第３項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>に第３条</u>第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

新 旧 対 照 表

変更後（２０２６年３月２日）	変更前（２０２０年４月１日）
（５）～（６）（略）	（５）～（６）（略）
<u>13.</u> 貸金庫の修繕、移転等 （略）	<u>12.</u> 貸金庫の修繕、移転等 （略）
<u>14.</u> 緊急措置 （略）	<u>13.</u> 緊急措置 （略）
<u>15.</u> 譲渡、転貸等の禁止 （略）	<u>14.</u> 譲渡、転貸等の禁止 （略）
<u>16.</u> 成年後見人等の届出 （略）	<u>15.</u> 成年後見人等の届出 （略）
<u>17.</u> 規定の変更 （略）	<u>16.</u> 規定の変更 （略）

以 上